

年 月 日

同意書

警察署長 殿

印

当施設の利用者の権利を保護し、利便を図ることを目的として、次の事項について同意します。

記

- 1 当施設内において、他人の物件を拾得した者(当施設と雇用関係にある従業員等を除く。)が、当該物件を警察署長へ提出した場合は、提出者が遺失物法(平成18年法律第73号)第13条第1項の手続をとったものとみなすこと。
- 2 警察署長は、1に定める取扱いの都度、拾得物件預り書を提出者に、その写しを当施設の占有者に交付すること。
- 3 本同意書の有効期間は、本日から起算して1年間とするが、有効期間が満了する1か月前までに、貴署又は当施設からの意思表示がないときは、本同意書は更に1年間継続し、本同意書の有効期間は1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

年 月 日

委 任 状

警察署長 殿

印

当施設の拾得物件に係る提出等の一切の手続については、当施設の

に委任いたします。